

別添

自動車整備事業の取扱い及び指導要領

目 次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等
- 第6節 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (6) 「実施規程」とは、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和7年国土交通省告示第255号）をいう。
- (7) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。
- (8) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。
- (11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。
 - ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）
 - イ ホイールドローリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）

ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）

- (12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 1 号に規定する訪問特定整備をいう。
- (13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 2 号に規定する限定訪問特定整備をいう。
- (14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第 3 条第 1 項に規定する訪問特定整備等をいう。
- (15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第 3 条第 3 項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
- (16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。
- (17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
- (18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 1 項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (19) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 2 項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第 4 条第 3 項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第 4 条第 4 号に規定する訪問特定整備士等をいう。
- (22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第 6 条に規定する訪問特定整備等教育をいう。

第 2 節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添 1 「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

第 3 節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第 94 条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添 2 「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

第 4 節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第 94 条の 2 による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書

面等の取扱いについては、別添 3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

- 2 法第 94 条の 5 第 1 項又は第 94 条の 5 の 2 第 1 項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添 3 の 2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添 3 の 3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

第 5 節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

1 整備主任者研修の実施事項

法第 91 条の 3 の規定に基づく同法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 58 年 5 月 23 日付け、自整第 126 号、自安第 100 号）による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添 4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

2 自動車検査員研修の実施事項

法第 94 条の 4 に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第 14 条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添 5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和２年２月６日付け国自整第 265 号）により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

第 6 節 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号に規定する訪問特定整備等事業者が満たすべき要件等の取扱いについては、実施規程の規定によるほか、別添 6 「訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

附則

1. 本規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 別紙 2 中種別 B 欄（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の基準については、平成 8 年 6 月 30 日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者（事業場の位置を変更するものを除く。）にあっては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について」（平成 7 年 3 月 27 日付け自整第 62 号）の改正前の種別 B 欄の基準とする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号。以下「改正省令」という。）附則第 8 条の規定において、法第 94 条第 1 項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - 一 令和 3 年 10 月 1 日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - 二 令和 3 年 10 月 1 日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和 6 年 3 月 31 日までに優良自動車整備事業者の認定（優良自動車整備事業者認定規則第 5 条及び第 6 条に係る認定に限る。）を受けようとしていること
4. 改正省令附則第 9 条の規定において、法第 94 条の 2 第 1 項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - 一 令和 3 年 10 月 1 日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - 二 令和 3 年 10 月 1 日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和 6 年 3 月 31 日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること

5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあつては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）によりなお従前の例によるものとする。

附則（令和5年3月27日 国自整第266号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。
2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。
3. 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

附則（令和7年3月31日 国自整第232号）

本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。

附則（令和7年7月8日 国自整第77号）

1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

2. 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第82号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、別添6 第2 3(1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキャンツールを除く。

別添 1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目 次

- 第 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第 3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第 4 エーミング作業を実施する場所
- 第 5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

第 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙 1 によることとする。

第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 自動車特定整備事業の屋内作業場に自動車整備作業に必要な機械及び車体整備作業に使用するフレーム修正機、埋込式固定治具又はレールが設置されている床面であって整備作業に支障がないと判断される場合には、施行規則第 57 条第 3 号に規定する床面とみなして差し支えない。
- 4 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 5 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業以外とする。
- 6 施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

- (1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね 1 時間以内の位置にあること。

7 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い

事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

8 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用

次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。

- (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
- (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

9 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	3メートル	11メートル
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 定期点検整備作業に係る料金の掲示及びウェブサイトへの掲載

- (1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示及び自ら管理するウェブサイト（事業者が自らの意思で掲載内容を変更できる自動車特定整備事業に関するホームページをいう。以下同じ。）における料金の掲載の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

- (2) 料金の掲示は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見やすい位置に掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載すること。なお、同一事業者で複数の事業場がある場合、一括してウェブサイトに掲載することができる。

ア 自動車特定整備事業者の整備事業に関わる全ての従業員の数が5人以下の場合

イ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

- (1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認

し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

- (2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させる

こと。

- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第 89 条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。
 - (1) 施行規則第 20 号様式備考（7）「施行規則第 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
 - (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第 20 号様式（自動車特定整備事業者の標識）の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備（運行補助装置に限る）」場合にあっては、「電子制御装置整備（自動運行装置を除く）」と表示すること。

別添 2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

優良規則第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

なお、審査における実地調査については、オンライン会議システムの活用等により、遠隔地から実施することができる。

(1) 優良規則第 5 条から第 7 条までの第 1 号及び優良規則第 5 条第 2 号

実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連

(2) 優良規則第 5 条第 3 号

ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙 2 から別紙 2 の 5 により判定すること。）

イ 機械工具及び計器類の機能及び精度

ウ 機械類の配列

エ 建屋の構造及び配列

オ 作業場及び車両置場の面積（別紙 2 から別紙 2 の 5 により判定すること。）

カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境

キ 車両通路の確保

ク 機械工具、計器類及び建屋の管理状況

(3) 優良規則第 5 条第 4 号

ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況

イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況

ウ 定期点検の実施体制（一種整備工場及び二種整備工場の場合に限る。）

エ 検査の実施体制

オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況

カ 外注作業のできばえ及びその管理状況

キ 使用部品の管理状況

ク 機械工具及び計器類の活用状況

ケ 整理、整とん

コ 工員の経験年数及び作業態度

サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況

シ 作業能率及びその向上対策

(4) 優良規則第 5 条第 7 号

整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙 2 から別紙 2 の 5 により判定すること。）

(5) 優良規則第 5 条第 8 号

ア 事業経営の態度

イ 事業場管理責任者の管理能力

- ウ 保有する工員の数（別紙 2 から別紙 2 の 5 により判定すること。）
 - エ 事業場の立地条件
 - オ 営業成績
 - カ 原価の管理状況
 - キ 財務の管理状況
 - ク 事業場の将来性
- (6) 優良規則第 5 条第 9 号
- 道路運送車両法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれの遵守状況

別添 3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

目 次

- 第 1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第 2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第 3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第 4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）
- 第 5 自動車検査員の服務
- 第 6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

第 1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙 3 によることとする。

第 2 指定自動車整備事業の指定基準

1 設備、技術及び管理組織

法第 94 条の 2 に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙 3 の 2 により判定すること。

(1) 法第 48 条第 1 項の点検に付随して行われる整備作業（施行規則第 3 条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

(2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙 3 の 2 により判定）

イ 機械工具及び計器類の機能及び精度

ウ 機械類の配列

エ 建家の構造及び配列

オ 作業場及び車両置場の面積（別紙 3 の 2 により判定）

カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境

キ 車両通路の確保

ク 機械工具、計器類及び建家の管理状況

- (3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況

イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況

ウ 定期点検の実施体制

エ 検査の実施体制

オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別紙３の２により判定）

カ 外注作業のできばえ及びその管理状況

キ 使用部品の管理状況

ク 機械工具及び計器類の活用状況

ケ 整理、整とん

コ 工員の経験年数及び作業態度

サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況

シ 作業能率及びその向上対策

- (4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。

- (5) 工員の組織及び配置が合理的であること。

- (6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙３の２により判定）。

- (7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 事業経営の態度

イ 事業場管理責任者の管理能力（別紙３の２により判定）

ウ 保有する工員の数（別紙３の２により判定）

エ 事業場の立地条件

オ 営業成績

カ 原価の管理状況

キ 財務の管理状況

ク 事業場の将来性

- (8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。

2 検査の設備

- (1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第２条の自動車検査用機械器具によって検

査を行うことが可能な範囲内のものであること。

- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。

3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

- (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のと

おりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
- (4) 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。
また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。

第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部を委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1)で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2)の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2)の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3)の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること

第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。
ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。
- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。
- (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

別添３の２ 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

目次

- 第１ 用紙
- 第２ 記載方法
- 第３ 適合標章の表示
- 第４ 用紙配布等
- 第５ 交付状況の把握等

第１ 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付 控えとする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付 用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付 用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定規則第１号様式及び第２号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
- ア 指定規則第１号様式及び第２号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の９桁の一連番号が印刷されていること。
- イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
- ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

第２ 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証（控）（限定保安基準適合証（控））として使用する場合を含む。以下「適合

証（控）」という。）にボールペン等で記載すること。

- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者（以下「指定整備事業者」という。）に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、別添 3 の 3 の第 1 (1) と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第 94 条の 5 第 4 項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。
ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。
- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
 - ア 使用者
 - イ 乗車定員
 - ウ 最大積載量
 - エ 用途
 - オ 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が 2 枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

第 3 適合標章の表示

- (1) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成 20 年国土交通省令第 59 号）による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第 29 条の規定に注意すること。

ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

(2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

(3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。

(4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第4 用紙配布等

(1) 各地方自動車整備振興会（以下「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。

(2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。

ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。

イ 配布台帳（別紙3の3及び別紙3の4）を作成すること。

ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の3）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定する一連番号に関する情報を、記入すること。

エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の3）の備考欄に記入すること。

オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。

(ア) 配布台帳（別紙3の4）に記入すること。

(イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第5(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の5））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄へ

の記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。

- (3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別紙3の5）を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。

ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。

イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。

ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

別添 3 の 3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

目次

- 第 1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第 2 適合標章の用紙
- 第 3 適合標章の記載方法
- 第 4 適合標章の表示
- 第 5 用紙配布等
- 第 6 交付状況の把握等

第 1 登録情報処理機関に提供する情報

法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添 3 の 2 の第 2 (3) と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第 94 条の 5 第 4 項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

- (6) 自動車検査員の氏名

法第 94 条の 5 第 4 項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

法第 94 条の 5 第 4 項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所

予備検査にあっては所有者の氏名又は名称及び住所とする。

- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間

保険証明書の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）

とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。

- (12) 当該指定整備事業者が付された指定番号に基づく整備工場コード

第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章（表）の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章（裏）には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。
 - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位

置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

- (3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合標章綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。
 - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
 - イ 配布台帳（別紙3の6及び別紙3の7）を作成すること。
 - ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の6）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
 - エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の6）の備考欄に記入すること。
 - オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
 - (ア) 配布台帳（別紙3の7）に記入すること。
 - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第6(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の8））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿（別紙3の8）を作成し、適合標章綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1(1)から(12)までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。

- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。
- ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限
 - イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
 - ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限
 - エ 自動車検査員に係る権限
 - オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限
- (6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該適合標章を２年間保存すること。
- (7) 指定整備事業者は、法第 94 条の 5 第 2 項における承諾を書面又は電磁的方法により 2 年間保存すること。

別添 4 整備主任者研修実施要領

目 次

第 1 目的

第 2 研修の区分

第 1 目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

第 2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1 法令研修

(1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度 1 回実施する。

(3) 研修内容

ア 関係法令及びその改正内容

イ 主要通達

ウ 特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ 工場管理等

(4) 研修時間

2 時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。

(6) 研修教材

ア 全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ 地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。

(7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の 3 の規定に基づく同法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者と

して取り扱う。

(9) オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和7年7月8日付、国自整第70号)に定める事項について留意すること。

2 技術研修

(1) 研修対象者

事業場に届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあっては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

イ 自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

(4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

(6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料(技術編)」(自動車局監修)をテキストとし、実車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

(7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、自動車整備振興会又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関(以下「支局長認定機関」という。)において実施する。

(ア) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等

(イ) 輸入自動車取扱ディーラー

(ウ) 自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合)

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

(エ) 自動車車体整備協同組合（北海道にあっては北海道自動車車体整備協同組合連合会の会員である協同組合）

イ 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第 91 条の 3 の規定に基づく同法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

(9) オンラインによる研修の実施

実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。

別添5 自動車検査員研修実施要領

1 目的

自動車検査員に対し、保安基準適合性の判断等自動車検査員が行う業務に必要とされる自動車の構造・装置の状態及びその機能・性能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

2 研修対象者

自動車検査員として選任されている者とする。

3 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回以上実施する。

4 研修の項目、内容等

研修項目	研修内容等
(1) 自動車整備事業	・ 自動車整備事業の役割 ・ 自動車整備事業の課題、問題点等
(2) 指定自動車整備事業	・ 道路運送車両法関係法令 ・ 指定自動車整備事業者の処分事例等 ・ 適正な業務運営
(3) 自動車検査員の業務	・ 自動車検査員の役割と職務 ・ 自動車検査業務 ・ 自動車検査機器の取扱い
(4) 関係法令及び主要通達	・ 最近の関係法令の改廃 ・ 主要通達

5 研修

3時間以上とする。

6 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。

7 研修教材

研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。

8 講師

運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者

9 研修実施方法

地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。

10 オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

別添 6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目 次

- 第 1 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等
- 第 2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い
- 第 3 訪問特定整備等教育に係る取扱い
- 第 4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

第 1 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等

実施規程第 3 条に規定する訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等は、別紙 4 及び別紙 5 によることとする。

第 2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1 訪問特定整備等の依頼者の範囲

訪問特定整備等事業者は、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、訪問特定整備等の作業の依頼を受けることはできないものとする（すなわち、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、別の訪問特定整備等事業者に対して、自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備（訪問特定整備等を含む）を再委託（外注）することはできないものとする。）。

2 訪問特定整備等事業者が行うことのできる訪問特定整備等の種類

- (1) 訪問特定整備等事業者が、事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。

ア 訪問特定整備

- (ア) 3(1)の要件を全て満たす場所において、分解整備を行うこと。ただし、法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」（いわゆる「指定整備」のことをいう。以下同じ。）としてこれを行うことはできない。
- (イ) 3(2)の要件を全て満たす場所において、電子制御装置整備を行うこと。ただし、法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」としてこれを行うことはできない。
- (ウ) 3(1)及び(2)の要件を全て満たす場所において、分解整備、電子制御装置整備又はその両方を行うこと。ただし、法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」としてこれを行うことはできない。
- (エ) 実施規程第 2 条第 1 号の「一定の期間」は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した 3 日を超えない期間とする。ただし、離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）において訪問特定整備を行う場合、当該「一定の期間」は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した 5 日を超えない。

い期間とする。

イ 限定訪問特定整備

4の要件を全て満たす場所において、特定整備のうち次に掲げるものを行うこと。ただし、法第48条第2項において読み替えて準用する法第47条の2第3項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）又は法第94条の5第1項の「整備」としてこれらを行うことはできない。

- (ア) 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。
- (イ) 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し。
- (ウ) 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換。

- (2) 訪問特定整備等事業者は、地方運輸局長の認証を受けた自動車特定整備事業の種類（法第78条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）に対応する作業でなければ、訪問特定整備等として行うことができないものとする。

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

- (1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ 次のいずれかを満たすこと。

- (ア) 届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にあること。
- (イ) 届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。

ウ 施行規則別表第四に掲げる規模の車両置場を有すること。
エ 施行規則別表第四に掲げる規模の屋内作業場を有すること。
オ エの屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

カ エの屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

キ エの屋内作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、エの屋内作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす（訪問特定整備士等が在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することにより、当該事業場に備える施行規則別表第五に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。）。

- (2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ 次のいずれかを満たすこと。

(ア) 届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にあること。

(イ) 届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。

ウ 施行規則別表第四に掲げる規模の車両置場を有すること。

エ 施行規則別表第四に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。

オ エの電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

カ エの電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

キ エの電子制御装置点検整備作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、エの電子制御装置点検整備作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす（訪問特定整備士等が在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することにより、当該事業場に備える施行規則別表第五に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。）。

ク 法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第 3 条第 9 号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

4 限定訪問特定整備の作業場所

実施規程第 2 条第 2 号の「安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所」とは、次の要件を全て満たす場所をいう。

(1) 次のいずれかを満たすこと。

ア 届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね 1 時間以内の位置にあること。

イ 届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。

(2) 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から 50cm 以上のスペースがあること。

(3) 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに 30cm を加えた高さ以上であること。

(4) 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。

(5) 法第 2 条第 6 項の「道路」（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。

(6) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 14 項及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条の 2 に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。

(7) 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。

(8) そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

5 訪問特定整備等管理者による統括管理等

(1) 実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務の例は、次のとおりとする。

ア 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認。

イ 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認。

ウ 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示。

エ 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪

問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録。

オ 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後にできばえ確認として、次の確認を行うこと。

(ア) 依頼者に説明した必要と認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。

(イ) 概算見積りを記録した電磁的記録（作業指示書）の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。

(ウ) 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。

(エ) 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。

(オ) 訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録

カ オのできばえ確認を行った後に特定整備記録簿に法第 91 条第 1 項各号、施行規則 62 条の 2 各号に規定する事項及び第 4 10 に規定する事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと。

キ 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認。

(2) 訪問特定整備等事業者が実施規程第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「高度な管理手法」を採用した場合に、訪問特定整備等管理者が行う業務の例は、次のとおりとする。

ア 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等を任命すること。

イ 訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）を行うこと。

ウ 訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示を行うこと。

(3) 訪問特定整備等管理者は、次のいずれか一つに該当する場合には、訪問特定整備士等に対して訪問特定整備等の作業開始の指示をしてはならない。

ア 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合。

イ 依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合。

ウ 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合。

エ 依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合。

(4) 訪問特定整備士等は、訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後で

なければ、当該作業を開始してはならない。

- (5) 訪問特定整備士等が、訪問先において、訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない。

- ① 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合。
- ② 訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合。
- ③ 依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合。
- ④ 予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合。
- ⑤ 依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合。
- ⑥ ①～⑤に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合。

イ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等からアの連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければならない。

ウ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければならない。

- (6) (1)～(5)の統括管理業務等は、WEB カメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができる。
- (7) 訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、(1)～(5)の統括管理業務等は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行わなければならない。

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

- (1) 5(1)～(5)の統括管理業務等を、5(6)の方法により行うこと。
- (2) 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
- (3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備

士の技能検定を除く。)に合格した者(訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。)であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者(以下「訪問特定整備等補助者」という。)を任命すること。

第3 訪問特定整備等教育に係る取扱い

1 訪問特定整備等教育の内容

訪問特定整備等教育は、次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。

- (1) 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力。
- (2) 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力。
- (3) 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識。
- (4) 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力。
- (5) 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件。
- (6) (1)～(5)に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。

2 訪問特定整備等教育記録の作成・保存

- (1) 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、実施規程第6条第2項に基づき、次の事項を記録した電磁的記録(以下「訪問特定整備等教育記録」という。)を作成しなければならない。

ア 訪問特定整備等教育の年月日

イ 訪問特定整備等教育の内容、方法及び時間

ウ 訪問特定整備等教育を行った者が特定できる情報

エ 訪問特定整備等教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等(以下「訪問特定整備等管理者等」という。)として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報

- (2) 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育を実施した日から2年間訪問特定整備等教育記録を保存しなければならない。

3 自動車整備振興会が行う教育・指導

- (1) 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が、実施規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する者に自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受けさせた場合、当該自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等教育を行ったものとみなす。
- (2) (1)の場合、訪問特定整備等事業者は、2に規定する訪問特定整備等教育記録の作成・保存に代えて、自動車整備振興会が行う教育・指導の受講記録を保存する

ものとする。

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

- (1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。(3) イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

- (2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車

整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。

ウ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

- (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。)

イ 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。

ウ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

- (4) (1)～(3)の規定に基づき訪問特定整備等事業者が実施規程第3条第1項の届出に係る事業場に待機させる従業員は、待機中に当該事業場に入庫した自動車の点検整備を実施することができるものとする。
- (5) (1)～(3)の規定に関わらず、これらの規定に基づき実施規程第3条第1項の届出に係る事業場に待機する従業員が、業務上必要な行為に要する時間の範囲内で当該事業場を不在にすることは妨げない。

- (6) 従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月における持込み車検台数が5台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月において、検査を受けるために、法第48条第1項の「点検」（いわゆる「定期点検」のことをいう。）及び同条第2項において読み替えて準用する法第47条の2第3項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が5台以上であること。）の事業場については、(1)～(3)の規定を適用しない。ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第4号の2の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合は除く。

2 実施規程第3条第1項の届出を行ったことを示す証票

- (1) 訪問特定整備等を行う場所に表示し、かつ、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載する実施規程第3条第1項の届出を行ったことを示す証票（以下「訪問特定整備等事業者の証票」という。）の様式は、別紙6によるものとする。
- (2) 訪問特定整備等事業者の証票を表示する場所は、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面など依頼者、公衆等の見やすい場所とし、訪問特定整備等の作業時間中のみ表示しておくものとする。
- (3) 訪問特定整備等事業者の証票を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとし、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しておくものとする。

3 訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載

- (1) 訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載の内容は、次のとおりとする。
- ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、訪問特定整備等の作業別の料金、旅費、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第2条第1項の「廃棄物」をいう。以下同じ。）の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載したものであること。
- イ 掲載する料金により行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしたものであること。
- (2) (1)アの訪問特定整備等の作業別の料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはならないものとする。
- (3) 料金を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとする。

4 訪問特定整備士等の身分を示す証票

- (1) 訪問特定整備等事業者は、別紙7の様式に従って訪問特定整備士等の身分を示す証票（以下「訪問特定整備士証」という。）を作成し、訪問特定整備士等に交

付するものとする。

- (2) 訪問特定整備士等は、訪問特定整備士証の電磁的記録を保存したスマートフォン、タブレット等の電子機器を携行し、初回訪問時及び依頼者から求められたときに、当該依頼者に対して、当該電子機器に保存された訪問特定整備士証の電磁的記録を提示することでも差し支えない。
- (3) 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたとき（以下、訪問特定整備士等の職を解いた者を「元訪問特定整備士等」という。）は、元訪問特定整備士等に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければならない。

5 訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明等

- (1) 訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について行うものとする。
- (2) 訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録には、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記録するものとする。
- (3) 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り（その内訳を含む。）について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録（7(2)の概算見積りを記録した電磁的記録）に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録しておくこと。

- (4) (1)～(3)の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録した電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければならない。

6 訪問特定整備等を行った後の依頼者に対する説明等

- (1) 訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行うものとする。
- (2) 訪問特定整備等事業者が依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録には、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要した費用等の内訳を記録するものと

する。なお、当該電磁的記録の表題、様式等は問わない（訪問特定整備等料金及びその内訳が記載された電磁的記録であれば、請求書又は納品書の電磁的記録はもちろん、その他の表題、様式等の電磁的記録であっても差し支えない。）。

- (3) (1)及び(2)の依頼者に対する説明及び電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければならない。

7 訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存

- (1) 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録の保存方法の例は、次のとおりとする。

ア インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録された電磁的記録を保存する方法。

イ スマートフォン、タブレット等の電子機器に表示した同意書等の電磁的記録に依頼者に電子サインをさせ、当該電磁的記録を保存する方法。

- (2) 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録は、依頼者に提供した概算見積りの電磁的記録の元データを保存するものとする。

- (3) 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件（第2 3(1)ウからキまで若しくは(2)ウからキまで）又は限定訪問特定整備の作業場所の要件（第2 4(3)から(8)まで）を全て満たすことが分かるように撮影したものとする。

- (4) 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データには、訪問特定整備等の作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号）を撮影したもの（自動車登録番号又は車両番号がない車両について訪問特定整備等の作業を行う場合にあっては、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの）も含めることとする。また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したもの並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号）を撮影したもの（自動車登録番号又は車両番号がない車両について訪問特定整備等の作業を行う場合にあっては、当該作業を行う前後の車両全体の状態のみを撮影したもの）も含めることとする。

- (5) 交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品及び交換後の部品の全体を撮影したもの並びに交換後の部品が特定できる情報（部品番号等）を含めることとする。

- (6) 請求書、納品書、領収書等の電磁的記録は、依頼者に提供した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録の元データを保存するものとする。

8 実施規程に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に

起因する重大事故が発生した場合の報告義務

- (1) 実施規程第7条第8号の「第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が第1から第4までの規定を参照し判断するものとする。
- (2) 実施規程第7条第8号の「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とする。
 - ア 訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合
 - (ア) 死亡
 - (イ) 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの
 - イ 火災が発生した場合

9 訪問特定整備等の体制に関する第三者確認

- (1) 実施規程第7条第9号の「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者（以下「第三者機関」という。）をいう。
- (2) 実施規程第7条第9号の第三者機関による確認（以下「第三者確認」という。）は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとする。
- (3) 訪問特定整備等事業者は、次に掲げる頻度で第三者確認を受け、第3条第1項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければならない。
 - ア 訪問特定整備等を開始した日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上
 - イ 最後に第三者確認を受けた日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上
- (4) 第三者確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているかどうかについて確認を行い、その適否を決定するものとし、確認項目の例は、次のとおりとする。
 - ア 実施規程第5条の訪問特定整備等管理者による統括管理業務が第25の規定に従い適切に行われているかどうか。
 - イ 実施規程第4条に規定する者を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか。
 - ウ 実施規程第6条の訪問特定整備等教育が第3の規定に従い適切に行われているかどうか。
 - エ 法第91条の3、施行規則第62条の2の2第1項及び実施規程第7条各号に規定する事項を第4の規定等に従い遵守しているかどうか。
- (5) 訪問特定整備等事業者は、第三者確認の結果が「否」となったときは、実施規

程第3条第1項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、実施規程第3条第4項及び別紙4-4の規定に基づき訪問特定整備等事業の廃止届を提出することとする。

10 訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載事項

- (1) 訪問特定整備等に係る特定整備記録簿には、次に掲げる事項も記載又は記録するものとする。ただし、特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別の電磁的記録）を保存すること（例えば、特定整備記録簿を書面で作成した場合は特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めすること、特定整備記録簿を電磁的記録で作成した場合は特定整備記録簿及び別の電磁的記録を一つのPDFファイルとすることなど）でも差し支えない。

ア 訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること

イ 訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地

ウ イの場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号

エ 当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

- (2) 訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載例は、次のとおりである。

ア 訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

■「限定訪問特定整備」の実施場所
東京都千代田区霞が関2-2-2
■担当訪問特定整備士
国土 太郎

イ 訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

■「訪問特定整備」の実施場所（他事業場）
東京都千代田区霞が関2-1-3
■上記他事業場の名称
国土交通自動車霞ヶ関店
■上記他事業場の認証番号
第1-23456号
■担当訪問特定整備士
国土 太郎

11 自動車特定整備事業者の遵守事項

訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、第4-1～9のほか、法第91条の3に基づく施行規則第62条の2の2第1項各号に規定する事項

を遵守しなければならない。

12 訪問特定整備士等の安全及び健康の確保等

- (1) 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）等の関係する法令を遵守するものとする。
- (2) 訪問特定整備等事業者は、(3)の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月 45 時間かつ年 360 時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月 100 時間未満かつ 2～6 か月平均を 80 時間以内となるようにしなければならない。
- (3) 臨時的な特別の事情があつて訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 時間外労働時間を年 720 時間以内とすること
 - イ 時間外労働時間と休日労働時間の合計を月 100 時間未満とすること
 - ウ 時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2 か月平均」、「3 か月平均」、「4 か月平均」、「5 か月平均」及び「6 か月平均」の全てが 1 月当たり 80 時間以内とすること
 - エ 時間外労働時間が月 45 時間を超える月を年 6 か月以内とすること

13 環境保全のために必要な措置等

訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守するものとする。

- (1) 訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (2) 訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。

14 訪問特定整備等に係る補償

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償することが望ましいため、これらの損害を補償できるよう、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置をとるものとする。

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第 79 条第 1 項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第 2 項、第 3 項に基づく書面は次のとおりとする。(法第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項)

(1) 記載項目

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
- ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- エ 事業場の名称及び所在地
- オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- カ 電子制御装置整備（施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ク その他業務の範囲の限定

(2) 添付書面

- ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード等申請者を特定できる書面
- ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- エ 法第 80 条第 1 項第 2 号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- オ 法第 80 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
 - (ア) 設備の基準に係る事項（施行規則第 57 条第 1 号から第 5 号まで）
 - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
 - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
 - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
 - i 工具の種類毎の名称、能力、数

j 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）

k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

1 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面

(イ) 従業員に係る事項（施行規則第57条第6号及び第7号）

整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

カ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）

2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第81条から第83条まで）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 届出に係る事項

エ 認証番号

(2) 添付書面

ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面（法第81条第1項第1号）

イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員（新任及び解任）の氏名及び役職名を記載した書面（法第81条第1項第2号）

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面（法第81条第1項第3号）

エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面（法第81条第1項第4号）

オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面（法第

81 条第 2 項)

カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面（法第 82 条第 2 項）

キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面（法第 83 条第 2 項）

3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

ウ 認証番号

エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日

オ 統括管理業務の開始日

カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日

(2) 添付書面

ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し

イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し

ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を 1 つの書面に記載しても良い。

ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名

イ 当該作業場の所在地

ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し

オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

5 施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御

装置整備（施行規則第３条第８号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第３条第８号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備工場	二種整備工場	備考
A	<u>1</u> <u>二</u> <u>1</u>	工員数 (<u>対象自動車の種類に大型車を含まない場合</u>)	10人以上	4人以上	
	<u>1</u> <u>二</u> <u>2</u>	工員数 (<u>対象自動車の種類に大型車を含む場合</u>)	<u>10人以上</u>	<u>5人以上</u> <u>ただし、各省</u> <u>力化機器すべてを</u> <u>保有し、合理的な</u> <u>管理体制が適切に</u> <u>確保されている</u> <u>ものであって、</u> <u>次に掲げる①又は</u> <u>②を満たす場合に</u> <u>は、4人以上</u> <u>①工員の処遇が</u> <u>適切に確保されて</u> <u>いること</u> <u>と</u> <u>②工員の質が</u> <u>適切に確保されて</u> <u>いること</u>	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
	3	整備士保有率	1／3以上	1／3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1 — 1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別第4の規定に	道路運送車両法施行規則別第4の規定に	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とす

			基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6 以上	基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	る
	1 — 2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。）	◎	◎	
	2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない a は当該事業場の屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	オイル・バケットポンプ	○	○	
	3	ホイール・バルンサ	△	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
	4	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のもの

					であって可)
D	1	バルブ・シート・ グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエー サ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・アラ イナ	○	—	
	6	スプリング・テス タ	○	—	
	7	ラジエータ・キャ ップ・テスト	○	○	
	8	マイクロ・メータ	○	—	
E	1	メガー	○	—	
	2	電子計測機器	△	△	外部診断器等（電 子制御装置整備を 行う場合を除く。）
F	1	溶接器	○	—	
G	1	検車装置	○	○	検車台、ピット、 リフト等
	2	ホイール・アライ メント・テスト又 はサイド・スリッ プ・テスト	△	—	三輪以下の自動車 のみを対象とする 場合は不要
	3	ブレーキ・テスト	△	—	
	4	前照灯試験機	△	—	
	5	音量計	△	—	
	6	速度計試験機	△	—	
	7	黒煙測定器又は オパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を 対象としない場合 は不要
	8	検査用スキャンツ ール	△	—	大型特殊自動車及 び二輪の小型自動 車以外の自動車を 対象としない場合 は不要
H	1	電動クレーン又は	二	◇	

		<u>トランスミッション・ジャッキ</u>			
	<u>2</u>	<u>ホイールドロー</u>	<u>二</u>	<u>◇</u>	
	<u>3</u>	<u>増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ</u>	<u>二</u>	<u>◇</u>	

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。

別紙 2 の 2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1 — 1	屋内現車作業場	60 m ² 以上	50 m ² 以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く。
	1 — 2	電子制御装置点検整備作業場	○	—	電子制御装置整備を行う場合に限る。
	2	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1箇所集中されていなくてもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
C	1	洗車機器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器を含む。
	2	点溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい
	3	ガス溶接器	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車体修正機	—	○	自動車を固定し、又は修

					正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用及び塗装用各 1
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガン等
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250w×12 燈クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テストタ	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テストタ	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センターリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。

2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙２の３ 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	電気装置整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車電気装置整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m ² 以上	現車についての電気装置整備作業を行う場所
	2	屋内電気装置整備作業場	20 m ² 以上	現車から取り外した電気装置の整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
C	1	オルタネータ・テスト	○	変速装置付電動機、直流電圧、電流計、回転計のあるもの
	2	スタータ・テスト	○	トルク計、直流電圧、電流計のあるもの
	3	オルタネータ・オシロスコープ	○	自動車オルタネータの波形試験のできるもの
	4	グローラ・テスト	○	
	5	バッテリー・テスト	○	
	6	半導体試験器	○	トランジスタ・ダイオード半導体の試験のできるもの
	7	回路試験器	○	
	8	ボルト・メータ	○	
	9	アンペア・メータ	○	
	10	メガー	○	
D	1	プレス	○	
	2	バイス	○	
	3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
	4	マイクロ・メータ	○	
	5	ダイヤル・ゲージ	○	
	6	ガレージ・ジャッキ	○	
	7	エア・コンプレッサ	○	
E	1	充電器	○	急速充電器を含む。
	2	溶接器	○	ハンディ式のものでも可
	3	部品洗浄槽	○	
	4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙 2 の 4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	7 人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1 人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車シャシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く
B	1	原動機分解組立作業場	20 m ² 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60 m ² 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a×0.1 以上	受注品を収容する場所であって、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 a は原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グライнда	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グライнда	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グライнда	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グライнда	○	

	9	バルブ・リフューサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい
	3	プレス	○	能力が 19.6KN (2 t f) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8KN (1 t f) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1 メートル以上、横 1.5 メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	
	3	ダイヤル・ゲージ	○	
	4	ノギス	○	最大測定値が 150 ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で 0.05 ミリメートル (1/20 ミリメートル) 以下のもの
	5	シックネス・ゲージ	○	長さ 75 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	6	フィーラ・ゲージ	○	長さ 230 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	7	直定規	○	断面の幅が 5 ミリメートル以上で高さ 25 ミリメートル以上、長さ 500 ミリメートル以上のもの
	8	定盤	○	縦 450 ミリメートル、横 600 ミリメートル以上のもの
	9	表面アラサ測定機	○	J I S - 0659 表面アラサ標準片でもよい
	10	コンロッド・アライナ	○	
	11	コンプレッション・	○	

		ゲージ		
	12	エンジン・タコ・テスト	○	
	13	バキューム・ゲージ	○	
	14	タイミング・ライト	○	ガソリン車用のもの
	15	バルブ・スプリング・テスト	○	
	16	温度計	○	
	17	燃料消費計	○	
G	1	バルブシート・カタ	○	
	2	トルク・レンチ	○	クランク軸の軸受締付ボルト・コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
	3	作業用工具	○	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの（特殊工具を含む）
	4	バルブ・リフタ	○	
	5	ベアリング・レース・プーラ	○	
	6	ギヤ・プーラ	○	
H	1	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	2	噴射ポンプ・テスト	○	
	3	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

- (注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

別紙２の５ 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m ² 以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20 m ² 以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	
C	1	エア・コンプレッサ	○	
	2	エア・減圧弁	○	
	3	リフト	○	ガレージ・ジャッキを含む
	4	インパクト・レンチ	○	
	5	タイヤ・フレータ	○	
D	1	タイヤ・チェンジャ	○	
	2	ビード・ブレーカ	○	
	3	タイヤ・スプレッタ	○	
	4	タイヤ修理機	○	チューブレス・タイヤ修理機を含む
	5	チューブ焼付機	○	
	6	グラインダ	○	
	7	チューブ・テストタンク	○	
	8	チューブ・ハンガ	○	
E	1	作業台	○	
	2	作業用工具	○	タイヤの取り外し、組み付け、修理に必要なもの
	3	タイヤ収納棚	○	タイヤを縦置きに収納できるもの
F	1	ホイール・バランサ	○	
	2	タイヤ・ゲージ	○	高精度ゲージ
	3	デプス・ゲージ	○	
	4	トルク・レンチ	○	
	5	巻尺	○	

（注）○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

- 1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第1条第1項及び第2項）

(1) 記載事項

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 事業場の名称及び所在地
- ウ 対象とする自動車の種類
- エ その他業務の範囲の限定
- オ 認証番号及び認証年月日
- カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
- キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類
- ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
- ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号
- コ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）を受けていない者にあつては、次の事項
 - (ア) 実施している整備作業の範囲
 - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
 - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
 - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

(2) 添付書面

- ア 申請者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面
- イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- ウ 次の状況を記載した事業場平面図
 - (ア) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
 - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
- エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面
 - 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成

績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

- 2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(指定規則第1条第2項第5号)

- ア 当該設備の管理責任者の氏名
- イ 当該設備の所在地
- ウ 当該設備の名称、型式及び数
- エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面
- オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
- カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
- キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
- ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積

- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

- ア 事業場の設備を記載した平面図
- イ 作業工程図(アに記載することでも差し支えない。)
- ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図(アに記載することでも差し支えない。)
- エ 事業場組織図
- オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査に係る整備及びその他の整備に分けて記載した書面
- カ 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合(前歴がない場合)	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合(廃止新規申請の場合を含む)	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

- キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面

- 4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、

設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。

ただし、法第 94 条の 3、第 94 条の 4 又は第 94 条の 8 に基づく処分を受けた場合（処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。）であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実に行えると認められる場合には、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

ア 1(1)アからクまでの事項

イ 指定番号

(2) 添付書面

ア 1(2)ア、イ及び 3 エ、カの書面

イ 指定規則第 4 条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届

(ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日

(イ) 選任年月日

(ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第 4 条第 1 項第 1 号の要件による者の場合

a 教習修了運輸局

b 教習修了年月日

c 教習修了書番号

(エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面

a 兼任する事業場の指定番号

b 兼任する事業場の名称

c 兼任する事業場の所在地

d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間

e 当該兼任する事業場の最近 3 ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

ウ 法第 94 条の 4 第 5 項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面

エ 自動車検査員に選任されることへの同意書

5 指定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項）

(1) 記載事項

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 指定番号

(2) 添付書面

ア 4(2)イからエまでの書面

イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載した以下の書面

(ア) (イ)に定める者以外の者にあつては、自動車検査員教習修了証書(写し)、自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等

(イ) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあつては、自動車検査員再教習修了証書(写し)

ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月日

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) 記載事項

ア 5(1)アからウまでの事項

イ 届出に係る事項

(2) 添付書面

ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

別紙３の２ 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

１ 工員数、設備の有無等の基準

番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考
<u>1-1-1</u>	工員数 (<u>対象自動車の種類に大型車を含まない場合</u>)	４人以上	
<u>1-1-2</u>	<u>工員数 (対象自動車の種類に大型車を含む場合)</u>	<u>５人以上</u> <u>ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げる①又は②を満たす場合には、４人以上</u> <u>①工員の処遇が適切に確保されていること</u> <u>②工員の質が適切に確保されていること</u>	
1-2	整備士数	２人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
1-3	整備士保有率	1/3 以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第４の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。）	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗

			装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	オイル・バケットポンプ	○	
1-9	ホイール・バランサ	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
1-10	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであっても可）。
1-11	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-12	電子計測機器	△	外部診断器等（電子制御装置整備を行う場合を除く。）
1-13	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等
<u>1-14</u>	<u>電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ</u>	<u>◇</u>	
<u>1-15</u>	<u>ホイールドローリー</u>	<u>◇</u>	
<u>1-16</u>	<u>増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ</u>	<u>◇</u>	

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に

保有していなければならない省力化機器を示す。

2 要員関係の基準の解釈

(1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 事業計画の決定と執行に関すること。

イ 事業場全般に係る管理業務（指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。）に関すること。

ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

(2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。

イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

ウ 設備機器の管理に関すること。

(3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

(4) 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂

	・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3)なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。

(7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。
また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

3 作業場等の基準の解釈

(1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

(2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

(3) 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。

エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業にあっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。

オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、(6)のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充(交換は否) ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換(位置交換など) ・タイヤの空気圧の調整

(4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

(5) 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6) 作業場等の配置

各作業場（検査場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）を含む。）は原則として整備中の自動車は路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

4 整備完了車のできばえ

(1) 車検成績

法第 62 条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の 3 % 以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の 3 年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3 分の 2 を乗じた数（小数点以下切り上げ）にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期 間	月平均の持込台数
最近 2 ヲ月	3 0 台 以上
〃 3 ヲ月	2 0 台 〃
〃 4 ヲ月	1 5 台 〃
〃 5 ヲ月	1 2 台 〃
〃 6 ヲ月	1 0 台 〃

別紙 3 の 3 適合証綴配布台帳 (元帳) 振興会用

[illegible]

別紙 3 の 4 適合証綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

[illegible]

別紙 3 の 5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

[illegible]

別紙 3 の 6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（元帳）振興会用

[illegible]

別紙 3 の 7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

[illegible]

別紙 3 の 8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

[illegible]

別紙 4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等

1 実施規程第3条第1項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「訪問特定整備等リスト」という。）の記録項目及び同条第2項の規定に基づき運輸監理部長又は運輸支局長が訪問特定整備等をしようとする自動車特定整備事業者に対して届け出をを求める電磁的記録（以下「実施規程第3条第2項の電磁的記録」という。）は次のとおりとする。

(1) 訪問特定整備等リストの記録項目（別紙5様式1及び2）

- ア 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- イ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- ウ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士の各人に関する次に掲げる事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
 - (エ) 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（ウの自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）
 - (オ) 訪問特定整備等教育を受けた日
- エ 訪問特定整備等を開始する日

(2) 実施規程第3条第2項の電磁的記録

- ア 準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合には、少なくとも次に掲げる事項を記録した訪問特定整備等の統括管理方法を定めた実施要領の電磁的記録（別紙5様式2）
 - (ア) 「高度な管理手法」を用いた統括管理業務の手順
 - (イ) 訪問特定整備士等の任命のルールの内容
 - (ウ) 訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
- イ 訪問特定整備を行う場合には、次の事項を記録した電磁的記録（別紙5様式3-1、3-2-1及び3-2-2）
 - (ア) 訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。）
 - (イ) (ア)の場所が法第78条第1項の認証を受けた事業場（以下「他事業場」という。）の場合には、次の事項

a 他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス

b 他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

(ウ) (ア)の場所が他事業場ではない場合には、次の事項

a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況

b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況

c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況

d 部品整備作業場の面積

e 車両置場の間口、奥行

f 作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士等が持参するものの別

g 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録

上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。

h 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録

i 当該場所の平面図及び写真

(エ) (ア)の場所において訪問特定整備の作業を行う期間（始期の年月日及び終期の年月日）

(オ) (ア)の場所において、(エ)の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

ウ 別添6第4 1(6)に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録した電磁的記録（別紙5様式4）

エ 訪問特定整備を実施する場合には、訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、イ(エ)の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録）

2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整

備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

3 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等リスト又は実施規程第3条第2項の電磁的記録の内容に変更があった場合には、当該変更後に初めて訪問特定整備等をする日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、当該変更内容を記録した訪問特定整備等リスト又は実施規程第3条第2項の電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

4 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から30日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に対し、電子メールを送信する方法により次の事項を届け出なければならない。

- (1) 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- (2) (1)の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

5 2～4の電子メールの宛先は、下記ウェブサイトを参照するものとする。なお、訪問特定整備等事業者が2～3の電子メールのCCに任意の者を追加することは妨げない。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

別紙5 訪問特定整備等リスト等の様式

訪問特定整備等リストの様式及び実施規程第3条第2項の電磁的記録の一部のものの様式は、次のものとする。

【別添のエクセルのとおり。】

備考

※1 実施規程第3条の届出を行う場合に使用する様式は、下表を参考にすること。

届出の種類	届出が必要な様式 ※○を付した様式を届け出る必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
既定訪問特定整備の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○				
既定訪問特定整備の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○			
訪問特定整備(他事業場)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○		○		
訪問特定整備(他事業場)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○			○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が訪問特定整備に従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○

※2 別添6第4 1(6)に該当する場合には、上表で届け出るものとされている様式に加え、様式4を届け出ること。

別紙6 訪問特定整備等事業者の証票の様式

訪問特定整備等事業者の証票の様式は、次のものとする。

東京運輸支局長届出	
訪問特定整備等事業	
普通自動車(中型)(限定訪問特定整備)	
普通自動車(小型)(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
11cm以上	
<事業者の情報>	
事業者名	株式会社国土交通省
事業場名	国土交通自動車霞が関店
所在地	東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03(1234)5678
認証番号	第1-23456号
二次元コード ※事業者が自ら管理するウェブサイト にアクセスすることができるもの。	
15cm以上	

備考

※1 訪問特定整備等事業者の証票は、図示の例により、届出を行った運輸監理部長名又は運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するウェブサイトアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は次の区分により表示し、対象とする作業の種類は「訪問特定整備」又は「限定訪問特定整備」の一方又は両方を表示すること。

- ・普通自動車(大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。)
- ・普通自動車(中型) (普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車(大型)以外のものを対象とする場合に限る。)
- ・普通自動車(小型) (普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものであって、普通自動車(大型)及び普通自動車(中型)以外のものを対象とする場合に限る。)

- ・ 普通自動車（乗用） （普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・ 小型四輪自動車
- ・ 小型三輪自動車
- ・ 小型二輪自動車
- ・ 軽自動車
- ・ 大型特殊自動車

※2 証票は、金属製、合成樹脂製又はスマートフォン、タブレット等の電子機器に保存した電磁的記録とすること。

証票の塗色は、水色地に黒文字とすること。

別紙 7 訪問特定整備士証の様式

訪問特定整備士証の様式は、次のものとする。

(第1面)

訪 問 特 定 整 備 士 証	
氏 名 写真 生年月日 年(※1) 月 日生 合格した技能検定の種類(※2) 合格証書番号 上記の者は、当事業場の訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※4)であることを証明する。 年 月 日(訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※4)として届け出た日) 訪問特定整備等事業者の氏名又は名称及び上記の者が在籍する事業場名	縦 3cm 横 2.4cm (※3)

5.40cm

(第2面)

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細	
訪問特定整備等事業者の氏名又は名称	
住 所	
電 話 番 号	
第1面の者が在籍する事業場の名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
認 証 番 号	

備考

※1 西暦又は和暦を問わない。

※2 原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載する。例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載する。

※3 写真の規格は、次のとおりとする。

- ・本人のみ上半身から上が撮影されたもの
- ・届出前6か月以内に撮影されたもの
- ・無帽で正面を向いたもの（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く）
- ・背景や影がないもの

※4 「訪問特定整備士」、「準訪問特定整備士」又は「訪問車体・電気装置整備士」のいずれかを記載するものとする。

訪問特定整備士証の記載例は、次のとおりである。

（第1面）

	8.56cm								
5.40cm	訪 問 特 定 整 備 士 証 <table><tr><td style="width: 50%;">氏 名</td><td style="width: 50%;">国 土 太 郎</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>1990年12月31日生</td></tr><tr><td>合格した技能検定の種類</td><td>二級自動車整備士 (ガソリン・ディーゼル)</td></tr><tr><td>合格証書番号</td><td>関東二か第1234567号 関東二ち第1234567号</td></tr></table> 写真 縦 3cm 横 2.4cm 上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。 2024年12月31日（訪問特定整備士として届け出た日） 株式会社国土交通省 国土交通自動車震ヶ関店	氏 名	国 土 太 郎	生年月日	1990年12月31日生	合格した技能検定の種類	二級自動車整備士 (ガソリン・ディーゼル)	合格証書番号	関東二か第1234567号 関東二ち第1234567号
氏 名	国 土 太 郎								
生年月日	1990年12月31日生								
合格した技能検定の種類	二級自動車整備士 (ガソリン・ディーゼル)								
合格証書番号	関東二か第1234567号 関東二ち第1234567号								

（第2面）

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細	
訪問特定整備等事業者の氏名又は名称 株式会社国土交通省	
住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
電 話 番 号	03(1234)5678
第1面の者が在籍する事業場の名 称 国土交通自動車震ヶ関店	
所 在 地	東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03(1234)5678
認証番号	第1-23456号